仙台市特定非営利活動促進法の運用に係る事務処理要領

（平成 24 年 3 月 29 日　市民局長決裁）

（趣旨）

第１条　この要領は，特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第７号。以下「法」という。）に基づく事務事業の執行に関し，仙台市特定非営利活動促進法の施行に関する条例（平成 24 年仙台市条例第３号。以下「条例」という。）及び仙台市特定非営利活動促進法等の施行に関する規則（平成 24 年仙台市規則第 24 号）に定めるもののほか，必要な事項を定めるものとする。

（法人認証に係る基準）

第２条　法第 12 条第１項に規定する認証の基準のうち，法第２条第２項に規定する「特定非営利活動を行うことを主たる目的」とすること（以下「主たる目的性」という。）及び法第２条第２項第１号に規定する「営利を目的としないものであること」（以下「非営利性」という。）への適合性の判断の基準については，次の各号によるものとする。

一　定款記載事項　次のいずれにも該当すること

ア　法人の目的，特定非営利活動の種類，特定非営利活動に係る事業その他当該法人が行う事業の内容が定款上それぞれ具体的かつ明確に記載されていること

イ　法人の目的と特定非営利活動に係る事業に関連性があることが明確であること

ウ　法人の目的，特定非営利活動に係る事業その他当該法人が行う事業と設立趣旨書，事業計画書及び活動予算書との間に齟齬が生じていないこと

エ　定款，設立趣旨書，事業計画書及び活動予算書の内容により，特定非営利活動に係る事業の受益対象者の範囲が不特定かつ多数であることが明確であること

二　特定非営利活動に係る事業　特定非営利活動に係る事業の支出規模は，設立当初の事業年度及び翌事業年度ともに総支出額の２分の１以上であること。ただし，当該基準を満たさない場合であって，その理由が設立当初の事業年度において特定非営利活動に係る事業についてはその期間の大半を準備期間に充てることとしている場合又は特定非営利活動の事業従事者が無償で従事するため，当該事業費中に人件費を積算せず，特定非営利活動の事業規模が小さくなる場合等，総合的に勘案して，主たる目的性が阻害されないと認められるときは，この限りではない。

三　その他の事業（経営）　その他の事業において，設立当初の事業年度及び翌事業年度ともに赤字計上されていないこと

四　その他の事業（利益）　その他の事業の利益は，設立当初の事業年度及び翌事業年度ともに特定非営利活動に係る事業会計に全額繰り入れられていること

五　管理運営　管理費の総支出額に占める割合が，設立当初の事業年度及び翌事業年度ともに２分の１以下であること。ただし，当該基準を満たさない場合であって，その理由が設立当初の事業年度においてその期間の大半を事業の準備期間に充てることとしているため相対的に管理費の支出割合が高くなる場合又は事業従事者が無償で従事するため事業費中に人件費を積算せず，相対的に管理費の支出割合が高くなる場合等，総合的に勘案して，主たる目的

性及び非営利性が阻害されないと認められるときは，この限りではない。

２　前項の規定に関わらず，市民からの情報提供等により，主たる目的性及び非営利性への適合性を判断することを妨げないものとする。

（報告及び検査の対象となり得る基準）

第３条　法第 41 条第１項又は法第 64 条第１項に規定する報告及び検査の対象となり得る事由のうち，主たる目的性及び非営利性への不適合性の判断の基準については，次の各号によるものとする。

一　特定非営利活動に係る事業　特定非営利活動に係る事業の支出規模が，２事業年度連続して総支出額の３分の１以下である場合

二　その他の事業（経営）　その他の事業において，２事業年度連続して赤字計上されている場合

三　その他の事業（利益）　その他の事業の利益が，２事業年度連続して特定非営利活動に係る事業会計に全額繰り入れられていない場合

四　管理運営　管理費の総支出額に占める割合が，２事業年度連続して３分の２以上である場合

２　前項の規定に関わらず，当該基準の適用にあたっては，法人の事業規模や活動状況等を含め総合的に判断するものとする。

３　前２項の規定に関わらず，市民からの情報提供等により，主たる目的性及び非営利性への不適合性を判断することを妨げないものとする。

（標準処理期間）

第４条　法第 45 条第１項に規定する認定（又は認定をしないことの決定）及び法第 59 条第１項に規定する特例認定（又は特例認定をしないことの決定）に係る標準的な処理期間は，起算日から６月以内とする。

２　前項に規定する起算日は，法第 44 条第２項又は法第 58 条第２項に基づき申請書が提出された日の翌日とする。

３　第１項に規定する標準処理期間は，次の各号に掲げる期間を除外するものとする。

一　申請書類の欠陥補正等のため書類の補正若しくは追加提出を依頼した場合，又は認定（特例認定）審査に必要な追加資料の提出を要求した場合は，当該依頼日若しくは要求日から補正若しくは追加提出がなされた日までの期間

二　行政庁の責めによらない事情により要した期間（実態確認予定日を事前連絡した場合，当該事前連絡日から実際に実態確認を開始した日までの期間を含む）

４　法第 63 条第１項又は第２項に規定する合併の認定（又は認定をしないことの決定）に係る標準的な処理期間については，前３項の規定に準じるものとする。

５　法第 51 条第２項に規定する認定特定非営利活動法人の有効期間の更新（又は更新をしないことの決定）に係る標準的な処理期間については，第１項から第３項までの規定に準じるものとする。

（設立の登記の届出の督促）

第５条　市長は，法第 12 条第１項の規定により設立の認証をした日から２月を経過しても法第 13 条第２項に規定する設立の登記の届出がないときは，当該設立の認証を受けた者に対し，文書その他適当と認められる方法で届出の督促を行うものとする。

（事業報告書等の提出の督促等）

第６条　市長は，法第 29 条の規定により提出しなければならない事業報告書等（以下「事業報告書等」という。）を提出しない法人に対し，事業報告書等の提出期限を定めて，文書その他適当と認められる方法で提出の督促を行うものとする。

２　市長は，前項の規定により定めた提出期限を経過してもなお事業報告書等の提出がないときは，法第 80 条第５号に該当するものと思料されるとして，非訟事件手続法（平成 23 年法律第 51 号）第 119 条に規定する地方裁判所に対し，過料事件通知を行うものとする。

３　市長は，３年以上にわたって事業報告書等を提出しない法人があるときは，法第 43 条第１項の規定による当該法人の設立の認証の取消しを行うものとする。

（市民への情報提供）

第７条　市長は，法第 43 条第１項及び第２項の規定による設立の認証の取消しを行ったときは，当該処分の事実等について，仙台市ホームページに掲載するものとする。

（謄写の費用）

第８条　法第 30 条又は法第 56 条（法第 62 条において準用する場合を含む。）の規定による謄写において写しの交付の請求があったときは，当該写しの交付に要する費用は請求者の負担とし，その額は，Ａ３規格まで片面モノクロ１枚（両面複写の場合は，片面につき１枚として扱うものとする。）につき 10 円とする。

（雑則）

第９条　この要領に定めるもののほか，必要な事項は市民局長が定める。

附　則

この要領は，平成 24 年４月１日から実施する。

附　則（平成 26 年３月 17 日改正）

（施行期日）

この改正は，平成 26 年４月１日から実施する。

附　則（平成 26 年 12 月 26 日改正）

（施行期日）

この改正は，平成 27 年１月１日から実施する。

附　則（平成 27 年 12 月 1 日改正）

（施行期日）

この改正は，平成 28 年 1 月 1 日から実施する。

附　則（平成 29 年 3 月 28 日改正）

（施行期日）

この改正は，平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

附　則（令和 2 年 1 月 30 日改正）

（施行期日）

この改正は，令和 2 年 2 月 1 日から実施する。

附　則（令和 5 年 9 月 8 日改正）

（施行期日）

この改正は，令和 5 年 9 月 11 日から実施する。